

川越市障害者共同生活援助事業安定化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者共同生活援助を行う事業の安定化を図るため、障害者共同生活援助を行う指定障害福祉サービス事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年条例第10号。以下「助成条例」という。）、社会福祉法人に対する助成の手続を定める規則（昭和54年規則第28号。以下「助成規則」という。）及び川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害者共同生活援助 法第5条第17項に規定する共同生活援助をいう。
- (3) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (4) 障害福祉サービス受給者証 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、本市が発行する障害者共同生活援助に係る障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者（以下「支給決定障害者」という。）に対して障害者共同生活援助を提供している次の要件を満たす指定障害福祉サービス事業者とする。

- (1) 障害者共同生活援助を提供している事業所が埼玉県内にあること。
- (2) 障害者共同生活援助を提供している事業所にあつては、世話人の員数が、常勤換算方法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第15号に規定する常勤換算方法をいう。）で、当該障害者共同生活援助を受けている者の数を10で除した数が1を超えること。

（補助額）

第4条 補助の額は、指定障害福祉サービス事業者が支給決定障害者に対し障害者共同生活援助を提供した場合、一月につき一人当たり10,000円とする。

この場合において、当該人数は、各月1日の現人数とする。

2 補助金を申請する場合における補助金の額は、前項の規定により算出した4月分から翌年3月分までの合計額とする。この場合において、補助金の算出の基準となる人数は、当該補助金に係る4月1日における利用者の現人数とする。

3 前項の規定にかかわらず、4月2日から翌年3月1日までの間において支給決定障害者に対し障害者共同生活援助を提供した当該指定障害福祉サービス支援事業者に係る補助金の額は、障害者共同生活援助を提供した日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その日の属する月分）から障害者共同生活援助を提供した月の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の3月分までの合計額とする。

（申請書の様式等）

第5条 補助金規則第4条第1項の申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 補助金規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書類は、添付することを要しない。

3 助成規則第2条の市長の定める日及び補助金規則第4条第1項の市長の定める期日は、当該補助金に係る年度の4月20日とする。ただし、前条第3項の規定に該当する場合は、当該支給決定障害者に対し障害者共同生活援助を初めて提供した日の属する翌月の20日（2月1日から3月1日までの間に提供した場合は3月10日）とする。

（交付決定通知書）

第6条 補助金規則第7条第1項に規定する交付決定通知書は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の申請額の変更)

第7条 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助金の申請額に変更が生じた場合は、川越市障害者共同生活援助事業安定化補助金変更申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請額算出書

(2) 収入支出予算書

3 市長は、補助金の変更を決定したときは、当該変更の申請をした者に川越市障害者共同生活援助事業安定化補助金変更交付決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(補助金の交付時期及び回数)

第8条 補助金の交付時期及び回数は、6月、9月、12月及び3月の4回に分けて交付するものとする。

(実績報告書)

第9条 補助金規則第13条に規定する報告書は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の報告書及び助成規則第7条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 精算額算出書

(2) 収入支出決算書

(補助金額確定通知書)

第10条 補助金規則第14条第1項に規定する補助金の確定通知は、様式第6号により行うものとする。

(書類の整備等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して、5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成19年1月5日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

2 平成18年度の補助金を申請する場合には、第4条第2項中「4月分から」とあるのは「10月分から」と、「4月1日」とあるのは「10月1日」とし、第5条第3項中「4月20日」とあるのは「平成19年1月20日」とし、第8条第1項にかかわらず平成18年10月分、11月分及び12月分に係る補助金にあつては、平成18年2月10日までに行なわなければならないものとし、また同条第1項中「各月分」とあるのは「平成18年10月から平成19年2月までの月分」する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。